北邊紀聞

別記

二

内閣文庫
和書
類 三五一一三
號
冊 六
函 一七八
架 ㄧㄧ

陸奥

内閣文庫
番號 和 35113
冊數 6 (2)
函號 178 288

国立公文書館
National Archives of Japan

編纂地誌
備用典籍

北魚記事本末前巻之二

目録

六月廿六日天日之命ノ事
加列祐名之遷座ノ事
同日中出発ノ事 同日中ノ送ル命ハラロシヤ船
同日 遷座ノ出発ノ事
同日 同日
同日 同日
六月廿日 山猫ノ出発ノ事
同十一日 天日之命ノ事 幷彩雲ノ模 附紀伊ノ模
同十二日 三名氏ノ或云日中氏ノ事
六月十八日 彩雲国使送客ノ先ノ作書ノ先ノ事

内閣文庫

之子いろ〳〵ものゝ事ども出て来たるを遠ざけ給ふ大意

以前使中〳〵に仏門に帰依し動揺せざる事なり

有り。物〳〵の形儀言葉まで動揺せざる仏法に帰依

せる者也〳〵大変〳〵大変〳〵南北属国

トロフ国〳〵魯西亜〳〵大船数艘押寄参候と申参候

〳〵諸施大同小異と打寄附附：焼拂諸合〳〵役人今ハ外

南部侯御動番人数数百人舎家前〳〵に吳西人と

今義〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵外引退き市焼拂ひ〳〵ナシリ

海〳〵引揚ル事用役〳〵役之メ戸田又左衛門と中者舎家

〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

押魚十ヶ程ヶ日〳〵ヲ[illegible]抑[illegible]之有〳〵ハ南方第
艦毒〳〵ヲ[illegible]国大和[illegible]艦南月十四日ヲ以八ツ時より
七ツ時ニ至ル海岸迄ハ押寄ハ[illegible]南[illegible]南[illegible]
有[illegible]〳〵[illegible]ヲ[illegible]西ヲ[illegible]〳〵
[illegible]ヲ和ハ[illegible]ヲ[illegible]より[illegible]月[illegible]〳〵[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
今ヤ[illegible]〳〵[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

初日ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

責入り稲を奪ひ取り候人数多手に
南部家より百騎千騎波状家に八千騎程加勢手を見
八幡宮参り[illegible]みて手負ひ捕所一工
トロクミて而、大和敷殿参番人手に地侍人
の内捕手捕ひ運て焼拂南地に結合
て[illegible]討死者て[illegible]人[illegible]内ハ[illegible]付記中南地
[illegible]者チシリアワケシ子モロの[illegible]内[illegible]軍
中[illegible]加勢の和お[illegible]
[illegible]軍[illegible]内軍[illegible]陣屋出来又[illegible]
地雷火[illegible]結局[illegible]

一

[illegible]侍[illegible]
[illegible]者の雷[illegible]
今[illegible]軍[illegible]
[illegible]南部家津軽[illegible]
馬[illegible]
[illegible]軍初[illegible]
[illegible]結合[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又[illegible]

須原喜兵衛方ヨリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

軍之事白北州一帯赤之一平之敵如無相違
彼人平板ヲロシヤとの紙面有之に尚又為
談りロヤと赤紙との自有之前後と
赤間ヶ敵ヶ敵ヶ移ヶ之事為申上
とのる

一 ヶ生擒ヶ者中分ハ敵ヶ味方ヶ捕ヶ
とあるヶ計ヶ分ヶ生ヶ
相談ヶ平者ヶ生擒ヶ敵ヶ捕ヶ
合有ヶ彼ヶ方ヶハ幸ヶ
ヤヶ結合ヶ平板ヶ
有様我ヶ彼ヶ者ヶ
ヶ内部ヶ
一 ヶ彼ヶ文ヶ
ヶ敵ヶ
ヶ敵ヶ
ヶ敵ヶ
ヶ敵ヶ
ヶ敵ヶ
ヶ敵ヶ

支度ニ付ル出帆所ハ如何ニ仕候ハヽ可申哉ト伺ニ付
相ノ人数ニ応ジ出帆通船ニ用意ス可キ事ハ幕閣
御申渡ニ相成ル事ニ付
一 役船ニ乗合ノ人数大船ニ方ハ四十人宛小船ニ方ハ拾人
宛乗合ニ付ル事
一 城将軍年齢ニ付ル事
一 小船ニ付テハ日数ニ乗出ル訳ニ付テハ出帆ハ
文政八申歳ニ引続キ一ヶ月ニ廻ス筈ニ
一 リイシリヤニ寄ル船ハ

寄附金仕候

一 寄附金ハ 上ト口ノ 人民ヨリ 設業資金ノ
名ヲ紙ニ付 相渡シ 諸令ニ 接続セシ手負
ヲ保 右ノ手ニテ 相渡シ 受取ノ 証書ヲ 取
揃ヒ 其ノ 者ヲ 呼出シ 百両ヨリ 千両ニ 至ル
ニ 相応ノ 賞ヲ 与ヘ 人数ノ 多キ 山ヲ 探ラ
セ 焼ノ 跡ノ 見ル 百姓 共 我ノ
知ラザル ヲ

一 賊船ヲ 奪ヒ 取リ 積ノ 荷ニ 書付 船
内ニ 用物ニ 一時 焼 其 焼

捨ル 船ヲ 焼ル 者ヲ 尋ル

一 松前ニ 出家 松前ヲ 脱走 百姓 千人 先ヲ
廻ル 時ノ 内ク ニ ニ コ タル
ヲ 出セ ル 又 ニ ニ ラ ヌ シ 早 里 ニ 内
ヲ 出 ル 年 ル 賞 海 焼 焼 ル 出 ル 防
方 及 ニ ニ ラ ヌ シ ル 合 船 高 一 流 ル ヤ ヘ 引
ル ル 仕

一 松前一流ノ 船ニ 出 国 ヲ 引 ル 度 名 ヲ 揃 ル
百 揃 ノ 次 ヲ 引 揃 ノ 船 今 ル ル

一 異国船ニ ル ヘ ル 者 地 設 或 ニ 人 ル 原

山川義三郎引連山高善兵衛
後人中ニ修繕ニ出義風仮ニ相掛ケ大都
ニ中ニ仮ニ野文ノ間ニ中ニ仮ニ

六月

ワウヤ信　山崎半蔵

大書ノ御原本物ハ十日頃ニ出来ル少川義三郎
ニ所望中ニ付義抑ニ六月廿八日ニ出来ル
ニ付ニ明盤ニ出ル内ニ写ル
中ニ内覧ニ渡ル
七月朔日

之子ニ名ニ屋敷ニ遠今文仰ル四年生ニ
上略

一
去ル千月ニ松前ニ内商売ニ十隻ヘヨロシヤ
ニ行ル到着ニ漁場ニ番
番ニ番人ニ後人ニ番ニ引揚ル者ニ者ニ
長谷ニ和人四人ニ長風ニ連行ル
奪ニ乃孔婦ニ家ニ接揚ニ引ニ番ニ
七月ニ番ニ出ル月ニ上ト口ヲ
一孔婦ニ長ニ番ニ焼揚和人
弟人ニ大和ニ連ニ
漁業ニ内商ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

愚可知
虚妄

中国地方中ニ家中兵力ヲ人民ヲ合セテ来
タリシ　世方人ノ内人ヲ役軍将書
既ニ海ヲ通ジ六千里ニ及ブト云テ海
陸ヲ押渡ル事能ハズ遠ク加勢ヲ加
ヘラレタリシ　其後ハ海陸ニ出張
セシ代ハ中国ノ武士ハ悉ク
ヲ中国ノ武士ハ悉ク
ヲ中国ノ武士ハ悉ク
ヲ

永井新右衛門板

此人の伝略雷憎と称するものの二つに発する以後、あるいは、ものの実を作り、
伴倫はかりそめのものなれども、伴をもとめて其実を行ふるの心を為す為たり
わのれが罵詈といふなり

一魚雷とは、魚形の雷管にして、
其中に火薬を詰め、水中に投じ、敵船の下に
一つとして当るべからざる強烈なる爆発を
生ずる同じ、先年、米国より来朝の人、有名なる
海軍士官の説に、エトロフの大砲、海岸に
よりて、敵人、上陸せんとするの人数三人行
是なりとも、敵の方、色々の国、大砲之
いつれと雪、やはり、海岸に、砲台
なれエトロフ掛の、海岸、菊地越前、山口深三郎、南人、

所有者にて之の儀は指て之なく
同屋長八郎儀者有用之人にて
世話エトロフに長く之有り
其エトロフ内浦と申所に
之の者ヒヤナの会所にて
此方より申ひ立て
い指出ずと申候
人十七人雇組に
長て鉄砲一ツ
まハ之人下、今此方より
来てハ之人下の儀
此年の出稼此方

知れ申ハ此方ハ或百人の上の人ハ十七人と
申内に何ら大分と
より鉄砲を手此方
鉄砲を打殺一先
之人下
一入行と申遠
之南部津軽此方の
逃申ハ
設ける同屋長八郎

四人金四分ノ一クナシリトイフ所ニテ二百五十人程ニ成テ逃ヲクナシリニ居ル戸田又左衛門死ス　其九月信濃酒井左衛門尉殿ハセヲン引率ス此道ハ二手ニ成テ逃ヲ出羽道ニ用ヒ奥羽ノ諸侯ハ南部ノ人数ヲ以テ出羽ノ諸侯ハ南部ノ人数ヲ以テ

高田ニ入ル也　此ノ人数ハ秋田ニ成テ出羽ノ諸侯ハ南部ノ人数ヲ以テ

徳川ノ日和ヲ和ス　此事ハ

嘘ノ一紙ヲ中ノ和ヲ動テ此事ハ

ヲ頼度日和ノ人和テ多国ノ人ニ

三百人程ノ人ニ行ヒ

ヲ以テ出ル時ハ

行ヒ

ヲ以テ人和ノ海ヲ渡ル

ヲ長ク海ヲ大ニ

陸ヲ長ク南部ノ戸川

後藤を遣はし給ふに付て、
十三日に給仕へ返りたり
なり。南部左仲ハ昨日ハうかん船と南部
へ積込ミ致ス。船頭ハ一艘合薬二千貫
目程積込ミ致ス。給仕ハ和泉屋エサンサキと云所に十日程
和泉屋ハ支ゝうイシカリと云方へ行き南部へ毎日
行けと申ス。中ハ村上今者と云者云
様ニハうかん船ハ毎日中ニ出ると申ス。外船ハ
南部へ毎日見うけに参り居り
一の船と申ハ南部へ行き毎日入ると
申ス。右之通り昨日ハ詳細聞取り申ス。以上

右之通ハ昨日ハ見れ共ハ船ハ陸と一の船と
二百の船 上陸ハイシカリ海岸ニ日トロエと云所
海岸左仲ハ南部へ行き南部へ行り大船ハ
うかん船左仲ハ南部へ行り大船ハ
指出ス。南部ハ少船と合薬と積て
合船ハ陸へ上り居り
南部ハ大坂へ
——やハり大ハうかん船と南部へ行り
と左仲ハ申ス。切板頭を本ハ
通ス。今ハ船ハ

禁忌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

増甚

用心ニ成ル

大義文の[illegible]仕[illegible]大[illegible]
人[illegible]今[illegible]
[illegible]仲[illegible]
仕[illegible]仲[illegible]
[illegible]流の例[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

外

新樂両陵書状 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

庚
夷人の捕
小屋之

揚帆日逆風ニ付川ニ碇泊ス 七 鉞山ニ奥陸ノ
海船ハ山ヘ入ル 彼方ハ又順風ニ付 中ノ部ニ
ナリ 海船ハ海中ヲ切(マキリ)ノ如ク 海ノ高サ
七尋 夷地ハ クナシリ島ノ ニシヨリ
動ク エトロフ 海ノ
夷人ハ 動ク人 ヒトリ 番屋ヲ 焼捨番人ヲ捕
エトロフノ内ナイホヘ ヒロシロ船 動 大ウ
ヒロシロ船 動 ヒロシロ船 動 大ウ
ヒロシロ船 動 ヒロシロ船 動 大ウ

山言

動 ヒロシロ船 動 大ウ
エトロフ大変ニ付 クナシリ役所ヲ 移 倉元ノ
十番ノ別所ニ 大風 陸地ヘ
番人ヲ ヒロシロ船 動 大ウ
変ニ付 一ト先 番人ヲ
ヒロシロ船 動 大ウ
作リ 海ノ 海ヲ 彩色
海ヲ 海ヲ 悪
尺ト 合ハ エトロフ ハ
ヒロシロ船 動 大ウ

為く糸り度四ツ半日にいたりて漕ぎ出し番
書をや除く計盤にて高砂の沖動番大見く施置し
とも度船なるも大島九月晦日こゝ帰り来り沖中
ゝ多多とうけヤア海へ入てしかくと遠く大きを掲げた
後中をや除くいるる為ことあるに江戸口の為
人ものむをそれゝ大ごとの筆をそれ脱こ今三り役
所の方くもりけ糸高少毎に艘ゝ乗入来る津軽南部
南部の動番七十七人内方同四八人番人十三人大工三人
医者一人度人三人脱船一人出人のうち乗ゝるけハ
やりしかた大山の拡動艘ゝ人金番の沖ゝ乗り大体乗船

艘て1艘ゝ乗ゝ大船車付一挺て拡陸ゝ乗り人
人鉄砲を手ゝ大船ゝ攻寄ゝ羅の相
為ゝて大船ゝ大船とゝ攻寄ゝ
四番部家ゝ船中のヨロヒヤ人ゝ歩留陸ゝて
方の船にて三人手留ゝ歩留ゝ
行ゝ鉄砲大船石火矢の軍ゝ役所の為
ゝ火矢ゝ手ゝ為ゝ風ゝ津軽動番所ゝ
家ゝ火ゝ為ゝ風ゝ動番火ゝ防為
大仕ゝ船ゝ皆引退ゝ大船
ゝ手ゝ為ゝ引ゝ防戦ゝ

[illegible]敗死と云○二百ハヨロシヤ陸[illegible]
[illegible]焼拂 [illegible]
[illegible]ナヨカと云[illegible]攻[illegible]焼拂
シベトロとの[illegible]ハ陸軍家勤番[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]○右孔軍の中[illegible]
[illegible]ヨロシヤ[illegible]
[illegible]の[illegible]又ハ毛織の[illegible]に
て[illegible]孔[illegible]陸施[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヨトナカ[illegible]

那門路の右
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ヨロシヤ人[illegible]ハ第[illegible]ハ[illegible]
[illegible]陸施[illegible]
[illegible]○
[illegible]戸田又[illegible]自殺[illegible]
[illegible]村[illegible]平切腹[illegible]陸施底[illegible]夫
人[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]海[illegible]
[illegible]仕合[illegible]ヨトロフ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此時彼国地理用ヲ達シ一人南部藩ヨリ種
々ノ品ヲ贈リ少事ノ二人大国使ヲ人数百五十人ヲ
載セ長崎ニ来リ渡海船ヲ造ル百八十人
船ヲ造リ高サ三百石ニ達ス長崎ニ来リテ世二百ノ夜ニ
入ル帆柱又破レ海中ニ百切ル船ニ二ツ乗ル者
アワケシノ神ニ乗ル者ニ大風ニ遭フ中ニ洋
中ニ於テ二クスリトシテ水ヲ出ス船破ノ那
ヲ乗ル者ハ陸地ニ押ヲ上ル船
子モロトシテ来ル者ハクナシリ湾エトロフ島ニ流
海ノ中ニ入ル右ノ金ヲ渡船ノ入津ヲ待ツ

のりエトロフ島ニ於テ人ヲ殺ス右ノ来南風
ニ於テ今ハ入津御ヲ下給ヲ待ツ
思ヒ内ニ入ル思ヒ寄ラザル
人数償訳ヲ出ス出羽年数百年ノ世ニ生ル人ヲ
殺シ人ヲ乗ル者ハ一人モ出ス出羽
年ニ乗ル殺シ言ヲ出ス御産ヲ船ハ人ヲ
ならず船ノ人ヲ移ヲ出ス人ヲ
ロシヤ船ヲ入ル出ヲ船ヲ出ス松前藩船南部
海産ロシヤ船ヲ入ル出ヲ船ヲ出ス船一ツ船ニ
て船夫地用ヲ見ニ来リ人数千ノ船ノ船ノ

子モロに居て
第五回記

相見ることを望む一ツ船ニエトロフへ来りて大小二艘列ス○此
度カラフトへ来りしヨロシヤノ陸くくりしに
依て相応動番人数八十人位日艘の大船の内
後ろ方へ引退くシヤリとて
番人の仲くこゝ艘動ハ到飛今ヨロシヤ船ぶりして殺
陸くもしたゞ乞りもせず○ノツチシレトロとて
ふ名ニ一艘
ふ〻しして陸くもよせず北番ハエトロフ クチシリ城夷
地とこゝ方 お名の所くこゝ
と扱人とおゝ、中の和船今遠目の船今やくとヨ
ロシヤノこと是迄ハ居ハ船の内ニ居て場所海
こゝ
こゝ
こゝ

番人共とり去りて中山道を内ゟ来年と
八カナ之儀中山道ハ去年ゟ去年ゟ去年ゟ去年ゟ去年の新来
に而年ゟ去年ゟ去年ゟ去年ゟ去

中ノ方ニウルツクシキ家ノ家ノ前ニ出テ
エトロフ海峡ヲ中ニシテ又ハ遥ニ見ル
機会ノ海ニ入ルノ岩石ノ高サ千一丈ノ
アリ逆風ヨリ船ヲ繋ク所ハ八ツ目エトロ
フ岳ノ麓ニ当ル所ノ沖ニ船ヲ繋ク
中ハ大洋ニシテ海ニ面シタル一般ノ船ヲ繋ク
ト天ニ届ク細ク高ク平トロフノ敵地ハ高ク
海ニ面シ死ヲ恐レシ者ノ如ク敵ヲ
見テ其天幕ヲ張リテ貢尾ヲ来ル彼ノ海ノ
ムラ〳〵ニ居ル 機会地ハ御国ノ領ニ
ナリ

世の奇談者流 蝦夷の面白キ事ヲ談ス
ル仮ニ彼ノ国ノ人 蝦夷ノ人ニ会ハ
ヲ知ラ〳〵ト言ハ仮人ヲ捕ヘテ
ト那ノ家那波ノ方ノ船ヲ
ヲ指揮シテ船ヲ
元ノ寇ノ外ニ来ル北夷ノ寇ヲ
ル千軍ノ如ハ内ヤ高ヲ我ノ
ヘ〳〵ノ船ノ様ニ
ヲ無ク高ク高ク
ノ海ハ海ノ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan